

論文

レバレッジド・リース取引測定フレームワーク

山田恵一

〈論文要旨〉

本論文では、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合も含めて、レバレッジド・リース取引を測定するために提示されている9方法の会計理論上の妥当性について検討する。さらに、その取引の有する本質的属性を明らかにし、会計理論上、それぞれに対応する妥当な測定方法を提案することを目的としている。

ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引について、ノンリコース・デットに負債性が認められない場合には、会計理論上、「三当事者間金融リース法（第2法）」が妥当な方法であるといえる。しかし、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、提案する「ノンリコース・デットを負債として認識する場合の三当事者間金融リース法（第10法）」が妥当な方法であるといえる。

〈キーワード〉

レバレッジド・リース取引、ノンリコース・デット、ファイナンス・リース取引、貸手、財務会計基準書第13号

A Framework for Measuring Leveraged Lease Transactions

Keiichi Yamada

Abstract

The purposes of this paper are as follows:

- (1) To examine the validity of nine existing methods of measuring leveraged lease transactions, including cases in which the non-recourse debt is liable to the lessor,
- (2) To propose valid methods of measuring leveraged lease transactions.

The three-party financing lease method(The second method) is appropriate for measuring leveraged lease transactions in cases in which the non-recourse debt is not liable to the lessor .

The three-party financing lease method(The tenth method) is appropriate for measuring leveraged lease transactions in cases in which the non-recourse debt is liable to the lessor .

Key words

Leveraged lease transactions,non-recourse debt,financing lease transactions,lessor,FAS No.13

2001年 5月31日 受付
2001年12月13日 受理
会津大学短期大学部産業情報学科

Submitted 31 May 2001.
Accepted 31 December 2002.
Department of Industrial Information,
Junior College Division,University of Aizu

1. はじめに

レバレッジド・リース取引は、本来、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。ファイナンス・リース取引としてのレバレッジド・リース取引について、米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board;FASB)は、FAS No.13において、リース財産の貸手(レサー)の観点から、貸手が金融機関から負っている金銭債務が、ノンリコース・デット(non-recourse debt)と呼ばれ、その性質も「償還請求権の行使を受けない債務」であり、負債性が認められないことを前提として、「通常の金融リース法(The ordinary financing lease method) (第1法)」, 「三当事者間金融リース法(The three-party financing lease method) (第2法)」, 「別個の面を持った投資法(The investment with separate phases method) (第3法)」, および、「統合的投資法(The integral investment method) (第4法)」の4方法を提示し、そのうち「別個の面を持った投資法」を妥当な測定方法としている⁽¹⁾。それに対して、山田(1999)は、FAS No.13において提示されている4方法の特性を的確にとらえるために、これらの一般式を提示し、数値モデルを適用して「別個の面を持った投資法」の様々な問題点を指摘し、「三当事者間金融リース法」が、レバレッジド・リース取引の経済的実質である金融取引とノンリコース・デットの性格を適切に写像しているのを、妥当であるとしている。また、米国の公認会計士協会の会計基準委員会やいくつかの大手監査法人も、「三当事者間金融リース法」をその取引の妥当な測定方法として支持している⁽²⁾。しかし、現実にはノンリコース・デットの特性は多様であり、その負債性を否定することができない場合もありうる。また、この点について十分に議論されているとはいえない。

また、国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee;IASB)は、IAS No.17において、リース取引について基準を設けているが、レバレッジド・リース取引に関しては、特に別段の基準を設けていない。

一方、日本では、法人税法により確定決算主義が採用されているので、税務上の取り扱いが企業会計上も重視されているという状況にあり、昭和63年に「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」(以下、「昭和63年リース通達」という。)が公表され、そこでは、レバレッジド・リース取引について、「通常の売買取引とする方法(第5法)」, 「延払売買取引とする方法(第6法)」および「金融取引とする方法(第7法)」の3方法が提示されている。また、平成10年には、リース取引等の税制が改正され、法人税法施行令第136条の3および所得税法施行令第184条の2が制定されるに至った。それらの規定は、レバレッジド・リース取引以外のリース取引については、従来の通達の趣旨を基本的に踏襲しているが、レバレッジド・リース取引に関しては、特に別段の規定を置いていない。

他方、平成5年には、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」(以下、「リース会計基準」という。)が公表され、リース取引はファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、前者については、「原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う」(以下、「リース会計基準による売買取引とする方法(第8法)」という。)としており、後者については、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う」(以下、「賃貸借取引とする方法(第9法)」という。)としている。それらの方法のより具体的な手順等は、平成6年に公表された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(以下、「実務指針」という。)において示されているが、レバレッジド・リース取引については、

特に別段の基準を置いていないので、これらの2方法が適用されるとみなさざるをえない。

以上述べたように、レバレッジド・リース取引の測定について、制度会計上、9方法が存在する。

そこで、本論文では、レバレッジド・リース取引について、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合も含めて、9方法の会計理論上の妥当性について検討する。さらに、その取引の有する本質的属性を明らかにし、会計理論上、それぞれに対応する妥当な測定方法を提案することを目的としている。そのために、次節では、レバレッジド・リース取引の意義を述べ、その取引を測定するためのフレームワークとなる諸属性について吟味する。第3節では、数値モデルにその取引の測定に関する9方法を適用することにより特性を明らかにして、その妥当性を検討し、第4節では、その取引の経済的実質を忠実に写像する測定方法を提案する。

2. レバレッジド・リース取引の意義および測定フレームワーク

レバレッジド・リース取引とは、①「リース財産の法律上の所有者である複数の貸手」と「リース財産の使用人でリース料を支払う借手（レシー）」との間の賃貸借（リース）契約（営業委託契約、配給契約、ライセンス契約等、リース契約と本質的に同等であるものを含み、リース料が変動型である場合を含む。）、②リース財産を購入するための資金を融資する金融機関（銀行；長期資金提供者と言われる場合もある。）と貸手との間の金銭消費貸借契約、③「リース財産を販売するメーカー等」と貸手の間との売買契約、④これらの取引全体を企画・設計し、遂行を調整することにより手数料を得るリース会社（または、これと同等の業務を行う企業）と他の4当事者との間の諸契約（これらの契約に直接関連する保証契約、アレンジメント契約等を含む）とが、実質的にすべて不可分一体であって、契約条項上、あるいは実質的に連動して同時に効力が生ずるようになっている取引である。したがって、レバレッジド・リース取引は、当初は5当事者による諸契約により開始され、その後は「メーカー等」を除く4当事者により取引が継続的に遂行される。貸手はリース財産の購入資金総額を調達するにあたり、その比較的小さい割合（20～40％程度）の自己資金と、金融機関からの比較的大きい割合（60～80％程度）の借入資金により、メーカー等からリース財産を購入する。

また、日本で行われるレバレッジド・リース取引は、貸手の集合の形態により、匿名組合方式と任意組合方式に区分される。匿名組合方式では、匿名組合契約（商法第535条～542条）に基づき、リース財産の貸手となる匿名組合員が、営業者のために出資し、営業者はこのリース財産を用いて営業を行い、その営業から生じる利益を各匿名組合員に分配する。この場合、リース財産は営業者に帰属する。つぎに、任意組合方式では、任意組合契約（民法第667条～688条）に基づき、リース財産の貸手となる任意組合員が、自らのために出資し、共同の事業を営む。この場合、リース財産は各任意組合員の持分に応じて、各任意組合員に直接帰属する。つぎに、レバレッジド・リース取引測定フレームワークとなる諸属性について検討する。

(1) 貸手が金融機関から負う金銭債務（ノンリコース・デットを含む）の負債性

まず、貸手が金融機関に負っている金銭債務がノンリコース・デットであることについて述べる。貸手はリース財産をメーカー等から購入するために金融機関から資金を調達し債務を負い、借手からリース料を収受して、その債務の元本と利息の返済に充当する。もし借手が支払

能力を喪失してリース料を支払うことができなくなった場合に、通常、貸手は金融機関にその債務の元本と利息を支払うことが不可能となる。そのような状況が生じた時のために、契約条項により、借手に対する貸手のリース料債権の金融機関への譲渡、リース財産による貸手からの代物弁済、リース財産に設定した担保権等の実行、保証機関による代位弁済等により、金融機関が貸手に対してそれ以上に償還請求権を行使しないことが、レバレッジド・リース取引においてはあらかじめ定められている。したがって、貸手から見ると金融機関から、それ以上の債務の弁済について償還請求権の行使を免れることになる。貸手が金融機関から負っているこのような独特なタイプの債務は、特にノンリコース・デットと呼ばれている。ノンリコース・デットは、貸手にとって「償還請求権の行使を受けない債務」であるから「実質的にリスクのない債務」と言われる場合がある⁽³⁾。しかし、現実にはノンリコース・デットの特性は多様であり、その負債性を否定することができない場合もありうる。したがって、レバレッジド・リース取引測定の際には、ノンリコース・デットに負債性がある場合と無い場合に分けて検討する必要がある。

ノンリコース・デットの負債性の有無について、その経済的実質は、①借手がリース料の支払不能になる可能性があるか否か、②リース料に含まれている貸手のリース利益額がどのように計算されているか、および、③借手がリース料の支払不能になった場合の、貸手のリース料債権の金融機関への譲渡、リース財産の代物弁済契約などの契約内容を考慮して決定される。

ノンリコース・デットの負債性に関する詳細な事実認定については、本論文では扱っていない。

(2) 税金の繰延効果

レバレッジド・リース取引の特性として、貸手にとって減価償却費と支払利息が計上されるので節税効果ないし税金の繰延効果（以下、「税金の繰延効果」という）があると言われるが⁽⁴⁾、山田(1999)において、この点について検討がなされ、現在、税務上、ファイナンス・リース取引としての会計処理を行った場合には全く税金の繰延効果はなく、またオペレーティング・リース取引としての会計処理が認められた場合においては、本来、支払利息と減価償却費は適法に損金性が認められているのであって、レバレッジド・リース取引に特に税金の繰延効果はないとしている。この結論は妥当であるから、この属性はレバレッジド・リース取引の本質的属性ではない。

(3) 超過回収資金の再投資による利益の認識

税金の繰延効果はレバレッジド・リース取引の本質的属性であるとして、税金の繰延効果のキャッシュフローをレバレッジド・リース取引の現実のキャッシュフローの一部として考慮すると、リース期間の早期の段階で正味キャッシュフローの累計額が貸手の自己資金額を超え、自己資金の投資額の超過回収状態が生じ（この超過回収状態の期間を、「負の純投資の期間」という）、貸手の純投資額（投資残高）は、リース期間の前半においては減少し、一旦、負の純投資額となる。リース期間の後半においては増加し、再び負から正の純投資額となる。つまり、貸手が投資している局面がリース期間の前半と後半に分かれている。このことは FAS No.13 の第 42 項で定義され「別個の面」と呼ばれている。

負の純投資の期間に得られる超過回収資金を他の投資案に再投資することによって、得られ

ると予想される利益は、未実現利益であり、レバレッジド・リース取引の利益に当然含めてはならない。したがって、超過回収資金の再投資により得られると予想される利益を認識してはならず、この属性はレバレッジド・リース取引の本質的属性ではない。

(4) リース財産の処分権の帰属

リース財産の処分権が貸手にあるのか、借手にあるのかについては、レバレッジド・リース取引の会計処理上に反映されなければならない。つまり、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引である場合、リース取引開始時に、借手は所有権の権能のうち、使用权、および収益権を取得し、リース取引終了時に、所有権の権能のうち処分権を貸手から借手に移転する。処分権の金額が、見積残存価値に相当し、使用权、および収益権の金額がリース債権に相当するのが通常であるから、その場合には、貸手のリース債権の金額は、見積残存価値相当額を控除したものとなり、貸手は、リース債権と見積残存価値の両方を資産計上するべきである。

3. レバレッジド・リース取引の代替的測定方法の理論的検討

本節では、レバレッジド・リース取引の測定に関する前述の 9 方法の特性を明らかにするために、それぞれの測定方法の一般式を示し、以下の数値モデルにそれらを適用し、その妥当性を検討する。ただし、FAS No.13 が示す 4 方法についての一般式とその誘導方法および会計処理に関しては、山田(1999)において詳細に示されているので、そちらを参照されたい⁽⁹⁾。

[数値モデル]

大手リース会社 X によって企画設計されたレバレッジド・リース取引に参画するために貸手としての「一般の企業」である 10 社は、任意組合形式で本件取引に参加し、第 t 年 1 月 1 日に 16,000 百万円の航空機を購入するために、自己資金割合を 20 % と定め、3,200 百万円を均分に各会社 320 百万円ずつ拠出し、さらに借入金総額 12,800 百万円を同様に均分に 1280 百万円ずつ負担して航空機製造会社から航空機を購入し、航空貨物会社にリースすることにした。リース財産の購入価額、リース期間、リース料等の条件は、以下の通りである。

第 t 年 1 月 1 日のリース財産(航空機)の購入価額： $C_0=16,000$ 百万円

解約不能のリース期間： $N=12$ 年 (t 年 1 月 1 日から $t+11$ 年 12 月 31 日まで)

リース開始からの経過年数： $n(n=1,2,\dots,N)$

リース料(年額)： $R_L=2,254.69$ 百万円

リース期間終了時におけるリース財産の見積残存価値： $S_N=2,000$ 百万円

貸手が支払う固定資産税、保険料等の付随費用(年額)： $E_L=5$ 百万円

リース料、付随費用は毎年 1 回 12 月 31 日に現金で均等払いする (t 年 12 月 31 日を初回とする)

貸手の自己資金割合： $\alpha=0.2$

貸手の自己資金： $\alpha C_0=0.2 \times 16,000=3,200$ 百万円

貸手の債務(借入金)総額： $(1-\alpha)C_0=(1-0.2) \times 16,000=12,800$ 百万円

貸手の金融機関への借入金返済に関する年利： $i=0.05$

貸手の金融機関への元利均等払返済の年額： $E_{CR}=(1-\alpha)C_0 \times \frac{i(1+i)^n}{(1+i)^n-1}=1,444.16525$ 百万円

まず、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を対象にしている FAS No.13 が示している 4 方法について検討する。

(1) 通常の金融リース法 (第1法)

第 1 法では、レバレッジド・リース取引が、少なくとも貸手、借手および金融機関による 3 当事者間の連動した取引であるとみなさず、レバレッジド・リース取引を、貸手と借手という二当事者間で行われる通常の金融取引としてのリース取引とみなす方法である。したがって、貸手の金銭債務を、レバレッジド・リース取引とは独立の資金調達取引から生じた借入金として扱う。貸手に帰属するリース財産の処分権は、見積残存価値として資産化される。

第 1 法は、金融機関と貸手との金銭貸借消費契約は通常レバレッジド・リース取引と連動して同時に効力が生じ、不可欠一体のものであるのに、その事実を表していない。さらに、第 1 法はノンリコース・デットが貸手にとって通常の負債である借入金として認識されるが、金銭債務の性質を決定する契約上の条項によっては、ノンリコース・デットの負債性の認識が問題となり、第 1 法はその点を認識していない。これらの理由により、第 1 法は妥当であるとはいえない。

(2) 三当事者間金融リース法 (第2法)

レバレッジド・リース取引における、貸手、借手および金融機関による 3 当事者間のそれぞれの契約が連動していることを考慮し、ノンリコース・デットを負債として計上せず、貸手の資金は、自己の持分参加額のみであるという点に注目した方法が、第 2 法である。処分権に関しては、第 1 法と同じであり、さらに、第 2 法は税金の繰延効果を考慮せず、超過回収資金の運用により得られると予想される利益をリース利益に含めない。ノンリコース・デットに負債性が認められない場合には、第 2 法はレバレッジド・リース取引の経済的実質である金融取引とノンリコース・デットの性格を適切に写像しており妥当であるといえる。しかし、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、第 2 法はノンリコース・デットの負債性の認識について正しく扱えておらず、妥当であるとはいえない。

(3) 別個の面を持った投資法 (第3法)

第 3 法では、レバレッジド・リース取引における 3 当事者間のそれぞれの契約が連動しており、ノンリコース・デットを負債として認識せず、およびリース期間中に税金の繰延効果があるとみて、これをキャッシュフローの増加とみなすことを前提としている。処分権に関しては、第 1 法と同じである。FASB は、第 3 法が、純投資額が正である期間とリース利益との適正な対応が可能であるとともに、負の純投資の期間という経済的効果も適切に示されると主張し、この方法を採用している。

第 3 法によると、そのキャッシュフローは、レバレッジド・リース取引の現実のキャッシュフローに税金の繰延効果のキャッシュフローを加えたものとしている。第 2 節で示したように、レバレッジド・リース取引に特に税金の繰延効果はない。また、法人所得税額（税金の繰延効果を含む）は、貸手の経済活動全体から決まり、これを貸手の経済活動の 1 つであるレバレッジド・リース取引のリース利益の認識、および測定に取り入れることには問題がある。

また、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、第 3 法はノンリコース・デッ

トの負債性の認識について正しく扱えておらず、妥当であるといえない。

さらに、第3法では、各年度について、受取リース料を収益として、リース財産の減価償却費、および金融機関からのノンリコース・デットに関する支払利息を費用として処理することを、課税所得計算上採用することを前提としている。

このことは、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を税務上はオペレーティング・リース取引として処理することを前提にしていることを意味する。このような方法は、日本においては、課税所得の計算が確定決算主義に基づく限り、採用し得ないし、米国においても特定の条件を満たすレバレッジド・リース取引のみが、税務上オペレーティング・リース取引として取り扱われるにすぎないので、一般的に妥当な測定方法とはいえない⁽⁶⁾。また、会計理論上もレバレッジド・リース取引をファイナンス・リース取引と見ることを前提としながら、税務上、オペレーティング・リース取引と見ることと、その他の優遇の取り扱いを測定方法に導入する考え方は妥当であるとはいえない。

したがって、以上のような問題点があることから、第3法は妥当であるとはいえない。

(4) 統合的投資法（第4法）

第4法は、第3法と同様にノンリコース・デットと税金の繰延効果を会計処理上に反映させるだけではなく、さらに超過回収資金の運用により得られると予想される利益を、レバレッジド・リース取引のリース利益として認識する方法である。これは貸手がレバレッジド・リース取引を投資対象として評価するのに、リース利益と負の純投資の期間から生まれる超過回収資金の運用により得られると予想される利益をも考慮に入れていると考えるからである。したがって、リース利益の総額は、未実現利益を含んでいるので、その増加分だけ過大に測定されていることになるから、第4法は妥当でないと言わざるをえない。また、第4法は第3法と同じく、日本では確定決算主義を採っているため制度会計上、実施することが出来ない方法である。さらに、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、第4法はノンリコース・デットの負債性の認識について正しく扱えていない。処分権に関しては、第1法と同じである。

つぎに、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を対象としている法人税法施行令第136条の3および昭和63年リース通達が規定している3方法について検討する。

昭和63年リース通達では、リース期間が法定耐用年数よりも長く、物件の実質的取得者が借手であり、契約がフル・ペイアウト方式で、かつ形式的もしくは実質的に中途解約禁止となっており、さらに、公正市場価額条項が付されていないリース取引、または、これに準ずる取引については、各々の取引の経済的実質に応じて、金融取引または、売買取引として取り扱うことが規定されている。ここで、「リース期間が法定耐用年数よりも長い」とは、リース期間がリース財産の法定耐用年数の100分の120を超える取引であるものをいう。

(5) 通常の売買取引とする方法（第5法）

第5法はレバレッジド・リース取引を通常の売買取引とみなして処理する方法である。第5法では、リース取引開始時、つまりリース財産の引渡時期に通常の売買取引が行われたとみなすから、リース取引開始時に利益が全額計上される。また、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引のリース料の性質は、融資の元本と利息の返済であり、これを通

常の売買取引とみなして処理する第5法は、レバレッジド・リース取引の金融取引としての経済的実質を表していない。さらに、第5法は、第1法、第6法、第7法、第8法、および第9法と同じように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引とみなしている。貸手と金融機関との金銭消費貸借契約は通常レバレッジド・リース取引と連動して同時に効力が生じ、不可欠一体のものであるのに、第5法はその事実を表していないこと、リース財産の処分権が貸手にあるのか、借手にあるのかについて、会計処理上に全く反映していないこと、および金融機関からのノンリコース・デットの負債性についてもまったく考慮していないことから、第5法は妥当であるとはいえない。

第5法を実施するためには、表1を完成する必要がある。

表1におけるリース取引開始時より任意の n 年経過した年度(n 年)の借入金の期首残高 $L_N(n)$ 、同年度の借入金の利息相当額 $E(n)$ 、および同年度の借入金の元本返済相当額 $L_P(n)$ の各欄の値を以下のように計算する。

第1年度の借入金の期首残高 $L_N(1)=(1-\alpha)C_0$ に借入金の利子率 i を掛けることによって、第1年度の借入金の利息相当額 $E(1)=i(1-\alpha)C_0$ が求められ、每期定額である貸手の金融機関への元利均等払返済の年額 E_{CR} から当該年度の借入金の利息相当額 $E(1)=i(1-\alpha)C_0$ を差し引くことによって、当該年度の借入金の元本返済相当額 $L_P(1)=E_{CR}-E(1)=E_{CR}-i(1-\alpha)C_0$ が求められる。次年度の借入金の期首残高 $L_N(2)$ は、前年度の借入金の期首残高 $L_N(1)=(1-\alpha)C_0$ から借入金の元本返済相当額 $L_P(1)=E_{CR}-i(1-\alpha)C_0$ を差し引くことによって、 $L_N(2)=(1-\alpha)C_0(1+i)-E_{CR}$ として求められる。以後、同様な計算を行い、一般式を求めると、リース開始時より任意の n 年経過した年度の借入金の期首残高 $L_N(n)$ は、つぎのように表される。

$$L_N(n)=(1-\alpha)C_0(1+i)^{n-1}-E_{CR}\sum_{t=2}^n(1+i)^{t-2} \quad (1)$$

リース取引開始時より任意の n 年経過した年度の借入金の利息相当額 $E(n)$ は、同様にして同年度の借入金の期首残高 $L_N(n)$ に借入金の利子率 i を掛けたものであるから、つぎのように表される。

$$E(n)=iL_N(n) \quad (2)$$

(2)式を第1年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$E(1)=0.05 \times L_N(1)=0.05 \times 12,800=640$$

同様にして、リース取引開始時より任意の n 年経過した年度の借入金の元本返済相当額 $L_P(n)$ は、つぎのように表される。

$$L_P(n)=E_{CR}-E(n)=E_{CR}-iL_N(n) \quad (3)$$

(3)式を第1年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$L_P(1)=7,220.8262-E(1)=7,220.8262-640=6,580.8262$$

つぎに、(1)式を第2年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$L_N(2)=(1-0.2) \times 16,000 \times (1+0.05)^{2-1}-7,220.8262 \times (1+0.05)^{2-2}=6,219.733$$

第5法における、航空機購入時の貸手である各任意組合員の処理は、つぎのようになる(以下、単位は百万円とする。)

リース用航空機	1,600	現金預金	1,600
---------	-------	------	-------

リース用航空機の金額1600百万円は、リース財産の購入価額 $C_0=16,000$ 百万円を任意組合員数の10で割った $C_0/10$ である。リース取引開始時において、第5法は貸手と金融機関との金

銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引から生じた負債として扱う。したがって、この処理とは別に、借入金： $(1-\alpha)C_0/10=1,280$ 百万円が計上される以下のような処理をリース取引開始前に行っている。

現金預金 1,280 借入金 1,280

リース取引開始時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

リース売掛金 2,705.628 リース売上 2,705.628

リース用航空機売上原価 1,400 リース用航空機 1,400

リース取引開始時に利益が全額計上される。リース売上、およびリース売掛金の金額は、 $(R_L \cdot N)/10=2705.628$ 百万円であり、リース用航空機売上原価の金額は、 $(C_0 - S_N)/10=1,400$ 百万円である。

つぎにリース料受取時の処理は、10人分のキャッシュ・イン・フローが2,254.69百万円であるから、各任意組合員については、つぎのようになる。

現金預金 225.469 リース売掛金 225.469

リース売掛金は、借手からリース料を受け取った金額だけ減少させる。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料 0.5 現金預金 0.5

支払手数料の金額は、 $E_L/10=0.5$ 百万円である。各任意組合員の金融機関への借入金返済の処理は、つぎのようになる。

借入金 80.4165 現金預金 144.4165

支払利息 64

各任意組合員は、リース料をその借入金の元本相当額 $L_P(n)$ と利息相当額 $E(n)$ とに分けて計上する。借入金と支払利息の金額は、それぞれ表1の $L_P(n)/10$ 欄と $E(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。以後の各年度も同様な会計処理を行う。

表 1.金融機関から貸手への融資の元利均等返済表（単位：百万円）

年度	経過年数	借入金の期首残高	均等払年額	借入金の利息相当額		借入金の元本返済相当額	
	n	$L_N(n)$	E_{CR}	$E(n)$	$E(n)/10$	$L_P(n)$	$L_P(n)/10$
1	1	12,800	1,444.16525	640.000	64.0000	804.165	80.4165
2	2	11,995.835	1,444.16525	599.792	59.9792	844.374	84.4374
3	3	11,151.461	1,444.16525	557.573	55.7573	886.592	88.6592
4	4	10,264.869	1,444.16525	513.243	51.3243	930.922	93.0922
5	5	9,333.947	1,444.16525	466.697	46.6697	977.468	97.7468
6	6	8,356.479	1,444.16525	417.824	41.7824	1,026.341	102.6341
7	7	7,330.138	1,444.16525	366.507	36.6507	1,077.658	107.7658
8	8	6,252.480	1,444.16525	312.624	31.2624	1,131.541	113.1541
9	9	5,120.938	1,444.16525	256.047	25.6047	1,188.118	118.8118
10	10	3,932.820	1,444.16525	196.641	19.6641	1,247.524	124.7524
11	11	2,685.296	1,444.16525	134.265	13.4265	1,309.900	130.9900
12	12	1,375.395	1,444.1652	68.770	6.8770	1,375.395	137.5395
合計			17,329.983	4,529.983	452.9983	12,800.000	1,280.0000

(6) 延払売買取引とする方法 (第6法)

第6法は、法人税法第63条、法人税法施行令第124条、同125条、同126条、および同128条の計算方式を利用し、レバレッジド・リース取引を延払売買取引として処理する方法である。また、第6法は、第5法で述べたように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引とみなしており、その取引を構成する諸契約が不可分一体として取り扱っていないこと、リース財産の処分権が貸手にあるのか、借手にあるのかについて、会計処理上に全く反映していないこと、および金融機関からのノンリコース・デットの負債性についてもまったく考慮していないこと、さらに、レバレッジド・リース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合において、リース料の性質は、融資の元本と利息の返済であり、これを延払売買取引とみなして処理し、金融取引としての利子要素を考慮していない第6法は、レバレッジド・リース取引の金融取引としての経済的実質を表していない。以上の理由から、第6法は妥当であるとはいえない。

第6法における、航空機購入の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

リース用航空機	1,600	現金預金	1,600
---------	-------	------	-------

リース取引開始時において、第6法は第5法と同じように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引から生じた負債として扱う。したがって、借入金が増上される以下のような処理をリース取引開始前に行っている。

現金預金	1,280	借入金	1,280
------	-------	-----	-------

つぎにリース料受取時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金預金	225.469	リース売上	225.469
リース用航空機売上原価	116.666	リース用航空機	116.66

支払期日到来基準に基づいて、リース取引の全リース期間の利益総額（受取利息総額）のうち、リース期間中の受取リース料総額に占める各リース期間の受取リース料の割合に応ずる部分の利益を計上する。リース売上の金額は、 $R_L/10=225.469$ であり、リース用航空機売上原価の金額は、 $(C_0 - S_N)/(10 \cdot N) = 116.666$ である。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料	0.5	現金預金	0.5
-------	-----	------	-----

各任意組合員の金融機関への借入金返済の処理は、つぎのようになる。

借入金	80.4165	現金預金	144.4165
支払利息	64		

借入金と支払利息の金額は、それぞれ表1の $L_p(n)/10$ 欄と $E(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。以後の各年度も同様な会計処理を行う。

(7) 金融取引とする方法 (第7法)

第7法はレバレッジド・リース取引を金融取引とみなし、金融機関からの借入金相当額と自己資金とを借手に貸付け、リース期間にわたりリース料により元本と受取利息の返済を受けるとする方法である。第7法は、第5法で述べたように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引とみなしており、その取引を構成する諸契約が不可分一体として取り扱っていないこと、リース財産の処分権が貸手にあるのか、借手にあるのかについて、会計処理上に全く反映していないこと、および金融機関からのノンリコー

ス・デットの負債性についてもまったく考慮していない。以上の理由から、第7法は妥当であるとはいえない。

第7法を実施するためには、表2を完成する必要がある。

表2のキャッシュフロー $M_7(n)$ の累計額13,056.28百万円は、第7法におけるリース利益の総額である。この値は、各年度均等額であるリース料 $R_L=2,254.69$ 百万円のリース期間の総額27056.28百万円とリース取引終了時の見積残存価値 $S_N=2,000$ 百万円との合計額29,056.28百万円により、航空機の購入価額 $C_0=16,000$ 百万円をリース期間12年で均一の投資利益率で回収しているとみなしうるから、第7法における投資利益率は、リース料 R_L 、見積残存価値 S_N と年金現価係数（資本回収係数の逆数）とにより、つぎの式を成立させる r_7 として求められる。

$$C_0=R_L \times \frac{(1+r_7)^N-1}{r_7(1+r_7)^N} + \frac{S_N}{(1+r_7)^N} \quad (4)$$

(4)式に数値モデルの値を適用すると、つぎのようになる。

$$16,000=2,254.69 \times \frac{(1+r_7)^{12}-1}{r_7(1+r_7)^{12}} + \frac{2,000}{(1+r_7)^{12}} \quad (4)'$$

(4)'式より、投資利益率 $r_7=0.10$ を得ることができる。

つぎに初期投資額から投資の元本の回収額部分を差し引いたものを純投資額として、表2の第 n 年度の純投資額 $I_{7N}(n)$ 、第 n 年度の投資回収額 $I_{7P}(n)$ 、および第 n 年度のリース利益配分額 $\pi_7(n)$ の各欄の値を計算する。第1年度の純投資額 $I_{7N}(1)=C_0$ に第7法による投資利益率 r_7 を掛けることによって第1年度のリース利益配分額 $\pi_7(1)=C_0 r_7$ が求められ、第1年度の正味キャッシュフロー $M_7(1)=R_L$ から第1年度のリース利益配分額 $\pi_7(1)=C_0 r_7$ を差し引くことによって、第1年度の投資の回収額（元本部分）が $I_{7P}(1)=M_7(1)-C_0 r_7=R_L-C_0 r_7$ と求められる。第2年度の純投資額 $I_{7N}(2)$ は第1年度の純投資額 $I_{7N}(1)=C_0$ から投資の回収額 $I_{7P}(1)=R_L-C_0 r_7$ を差し引くことによって、 $I_{7N}(2)=C_0(1+r_7)-R_L$ と求められる。以後、同様な計算を行い、一般式を求めると任意の第 n 年度の純投資額 $I_{7N}(n)$ は、リース取引終了時に見積残存価値 S_N が実現することを考慮して、つぎのように表される。

$$I_{7N}(n)=C_0(1+r_7)^{n-1}-(R_L+S_N) \sum_{i=2}^n (1+r_7)^{i-2} \quad (5)$$

第 n 年度のリース利益配分額 $\pi_7(n)$ は、同様にして第 n 年度の純投資額 $I_{7N}(n)$ に投資利益率 r_7 を掛けたものであるから、つぎのように計算される。

$$\pi_7(n)=r_7 I_{7N}(n) \quad (6)$$

(6)式を第1年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$\pi_7(1)=0.10 \times 16,000=1,600$$

同様にして第 n 年度の投資回収額 $I_{7P}(n)$ は、つぎのように計算される。

$$I_{7P}(n)=(R_L+S_N)-\pi_7(n)=(R_L+S_N)-r_7 I_{7N}(n) \quad (7)$$

(7)式を第1年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$I_{7P}(1)=2,254.69-1,600=654.69$$

(5)式を第2年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$I_{7N}(2)=16,000 \times (1+0.10)^{2-1}-(2,254.69+0) \times (1+0.10)^{2-2}=15,345.31$$

第7法における、リース取引開始時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

リース債権	1,600	現金預金	1,600
-------	-------	------	-------

リース取引開始時において、第7法は第5法と同じように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引から生じた負債として扱う。したがって、借入金が計上される以下のような処理をリース取引開始前に行っている。

現金預金 1,280 借入金 1,280

つぎにリース料受取時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金預金 225.469 リース債権 65.469
リース受取利息 160

リース受取利息とリース貸付金の金額は、それぞれ表2の $\pi_7(n)/10$ 欄と $I_{7P}(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料 0.5 現金預金 0.5

各任意組合員の金融機関への借入金返済の処理は、つぎのようになる。

借入金 80.4165 現金預金 144.4165
支払利息 64

借入金と支払利息の金額は、それぞれ表1の $L_P(n)/10$ 欄と $E(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。以後の各年度も同様な会計処理を行う。

表2.第7法に関する投資の回収とリース利益配分額（単位:百万円）

経過年数	購入価額	リース料	残存価値	キャッシュフロー	純投資額	投資回収額		リース利益配分額	
n	C_0	R_L	S_N	$M_7(n)$	$I_{7N}(n)$	$I_{7P}(n)$	$I_{7P}(n)/10$	$\pi_7(n)$	$\pi_7(n)/10$
0	-16,000			-16,000					
1		2,254.69		22,54.69	16,000	654.69	65.469	1,600	160
2		2,254.69		22,54.69	15,345.31	720.159	72.0159	1,534.531	153.4531
3		2,254.69		22,54.69	14,625.15	792.1749	79.21749	1,462.515	146.2515
4		2,254.69		22,54.69	13,832.98	871.3924	87.13924	1,383.298	138.3298
5		2,254.69		22,54.69	12,961.58	958.516	95.8516	1,296.158	129.6158
6		2,254.69		22,54.69	12,003.05	1,054.385	105.4385	1,200.305	120.0305
7		2,254.69		22,54.69	10,948.67	1,159.823	115.9823	1,094.867	109.4867
8		2,254.69		22,54.69	9,788.844	1,275.806	127.5806	978.884	97.88844
9		2,254.69		22,54.69	8,513.038	1,403.386	140.3386	851.303	85.13038
10		2,254.69		22,54.69	7,109.652	1,543.725	154.3725	710.965	71.09652
11		2,254.69		22,54.69	5,565.927	1,698.097	169.8097	556.592	55.65927
12		2,254.69	2000	42,54.69	3,867.83	3,867.907	386.7907	386.783	38.6783
合計	-16,000	27,056.2	2000	130,56.28		16,000	1,600	13,056.2	1,305.62

つぎに、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を対象とするリース会計基準が示している方法について検討する。

(8) リース会計基準による売買取引とする方法（第8法）

第8法は、リース期間中の毎期のリース料を売上高とみなし、毎期のリース料のうち借入金

の元本返済相当額と利息相当額とを分離して、元本返済相当額を売上原価とし、毎期のリース料を元利均等返済方式による元本返済相当額と利息相当額の合計とみなす方法である。

つまり、売買取引とみなしながら、貸手にとって販売益が時間の経過とともに逓減するように取り扱われている。通常、第8法は元利均等返済方式の計算により、リース利益を計上するので、第7法とリース利益の期間帰属（各期への配分）は同じになる。第8法は、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を金融取引とみなしながら、会計処理上は売買取引としており、妥当性を欠いている。また、第8法は、第5法で述べたように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引とみなしており、その取引を構成する諸契約が不可分一体として取り扱っていないこと、リース財産の処分権が貸手にあるのか、借手にあるのかについて、会計処理上に全く反映していないこと、および金融機関からのノンリコース・デットの負債性についてもまったく考慮していないことから、第8法は妥当であるとはいえない。

第8法における、航空機購入の各任意組合員の処理は次のようになる。

リース用航空機	1,600	現金預金	1,600
---------	-------	------	-------

第8法は第5法と同じように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引から生じた負債として扱う。したがって、借入金計上される以下のような処理をリース取引開始前に行っている。

現金預金	1,280	借入金	1,280
------	-------	-----	-------

リース取引開始時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

リース売掛金	1600	リース用航空機	1,600
--------	------	---------	-------

つぎにリース料受取時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金預金	225.469	リース売上	225.469
リース用航空機売上原価	65.469	リース売掛金	65.469

リース売上の金額は、 $R_L/10=225.469$ であり、リース用航空機売上原価の金額は、表2の $I_{TP}(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料	0.5	現金預金	0.5
-------	-----	------	-----

各任意組合員の金融機関への借入金返済の処理は、つぎのようになる。

借入金	80.4165	現金預金	144.4165
支払利息	64		

借入金と支払利息の金額は、それぞれ表1の $L_P(n)/10$ 欄と $E(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。以後の各年度も同様な会計処理を行う。

最後に、オペレーティング・リース取引に属するレバレッジド・リース取引を対象とするリース会計基準が示している測定方法について検討する。

(9) 賃貸借取引とする方法（第9法）

オペレーティング・リース取引に属するレバレッジド・リース取引には、賃貸借取引とする方法が適用される。第9法は、貸手はリース財産を資産として、その減価償却費を計上し、その購入のために生じた金銭債務を負債として、その支払利息を計上する方法である。第9法においても、第5法で述べたように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リ

ース取引とは別の資金調達取引とみなしており、その取引を構成する諸契約が不可分一体として取り扱っていないこと、金融機関からのノンリコース・デットの負債性についてもまったく考慮していないことから、第9法は妥当であるとはいえない。

ここで、数値モデルにおいて、「解約不能のリース期間：N=12年」という条件のみを「解約不能のリース期間：N'=6年」に変更したものを第9法を適用する数値モデルとする。

第9法における、航空機購入の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

リース用航空機	1,600	現金預金	1,600
---------	-------	------	-------

リース取引開始時において、第9法は第5法と同じように、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは別の資金調達取引から生じた負債として扱う。したがって、以下のような処理をリース取引開始前に行っている。

現金預金	1,280	借入金	1,280
------	-------	-----	-------

リース取引開始時の貸手である各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金	225.469	リース料収入	225.469
----	---------	--------	---------

リース料受取時にリース料を全額収益として計上する。リース用航空機の減価償却に関する処理はつぎのようになる。

リース用航空機減価償却費	329.6	リース用航空機	329.6
--------------	-------	---------	-------

リース用航空機の減価償却費については、法定耐用年数を $n_T=10$ 年、定率法による償却率を $d_D=0.206$ とすると、任意の第 n 年度の減価償却費 $Dep(n)$ は、つぎのように表される。

$$Dep(n) = d_D C_0 (1 - d_D)^{n-1} \quad (8)$$

(8)式を第1年度に適用すると、つぎのように計算される。

$$Dep(n) = 0.206 \times 16,000 (1 - 0.206)^{1-1} = 3,296$$

10人分の減価償却費が3,296百万円であるから、第1年度の各任意組合員のリース用航空機減価償却費は、329.6百万円となる。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料	0.5	現金預金	0.5
-------	-----	------	-----

各任意組合員の金融機関への借入金返済の処理は、つぎのようになる。

借入金	80.4165	現金預金	144.4165
支払利息	64		

借入金と支払利息の金額は、それぞれ表1の $L_P(n)/10$ 欄と $E(n)/10$ 欄の第1年度の場合と同様である。以後の各年度も同様な会計処理を行う。

4. レバレッジド・リース取引に関する妥当な測定方法の提案

本節では、レバレッジド・リース取引の経済的実質を忠実に写像する測定方法を提案する。そこで、以下にそれぞれの測定方法の一般式を示し、同時に数値モデルに適用し検討する。

第3節で検討したように、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引について、「三当事者間金融リース法（第2法）」が、ノンリコース・デットに負債性が認められない場合には、レバレッジド・リース取引の経済的実質である金融取引とノンリコース・デットの性格を適切に写像しており、妥当であるといえる。しかし、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、第2法は、ノンリコース・デットの負債性の認識について正しく

扱えておらず、妥当であるといえない。すなわち、レバレッジド・リース取引に関する妥当な測定方法を提案するには、「三当事者間金融リース法」について、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合と認められない場合について分ける必要がある。

4.1. ノンリコース・デットを負債として認識しない場合の三当事者間金融リース法（第2法）

この場合の測定方法は、ノンリコース・デットを貸手の負債として認識しない。つまり、金融機関からの金銭債務を借手の負債として認識する場合の「三当事者間金融リース法」である。結果的に、第3節で述べた「三当事者間金融リース法（第2法）」と同じ測定方法となる。

第2法を実施するためには、表3を完成する必要がある。そこで、第1法との違いは、貸手、借手および金融機関による3者間の連動した取引であることを考慮して、金融機関への元利均等払返済の年額 E_{CR} をキャッシュフロー $M_2(n)$ の計算に含める点である。その結果、貸手の初期投資額は C_0 から、貸手の自己資金割合 α を考慮した αC_0 になる。第2法によるリース期間中の第 n 年度の正味キャッシュフロー $M_2(n)$ は、次の式により計算される。

$$M_2(n) = -\alpha C_0 + R_L - E_{CR} + S_N \quad (9)$$

なお、 αC_0 は第0年度に、 S_N は第12年度にそれぞれ発生する。(6)式を第1年度に適用すると、次のように計算される。

$$M_2(1) = 0 + 2,254.69 - 1,444.16525 + 0 = 810.52475$$

第1法と同様な方法によって投資利益率 $r_2 = 0.2462$ を求め、表2の各年度の純投資額 $I_{2N}(n)$ 、各年度の投資回収額 $I_{2P}(n)$ 、および各年度のリース利益配分額 $\pi_2(n)$ の各欄を表2と同様な過程を経て作成する。第 n 年度の純投資額 $I_{2N}(n)$ は、次のように表される。

$$I_{2N}(n) = \alpha C_0 (1 + r_2)^{n-1} - (R_L - E_{CR} + S_N) \sum_{i=1}^n (1 + r_2)^{i-2} \quad (10)$$

第 n 年度のリース利益配分額 $\pi_2(n)$ は、次のように計算される。

$$\pi_2(n) = r_2 I_{2N}(n) \quad (11)$$

(11)式を第1年度に適用すると、次のように計算される。

$$\pi_2(1) = 0.2462 \times 32,000 = 787.8512$$

第 n 年度の投資回収額 $I_{2P}(n)$ は、次のように計算される。

$$I_{2P}(n) = (R_L - E_{CR} + S_N) - \pi_2(n) = (R_L - E_{CR} + S_N) - r_2 I_{2N}(n) \quad (12)$$

(12)式を第1年度に適用すると、次のように計算される。

$$I_{2P}(1) = (2,254.69 - 1,444.16525 + 0) - 787.8512 = 22.67359$$

(10)式を第2年度に適用すると、次のように計算される。

$$I_{2N}(1) = 0.2 \times 16,000 \times (1 + 0.2462)^{2-1} - (2,254.69 - 1,444.16525 + 0) = 3,177.326$$

第2法における、リース取引開始時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

航空機	1,600	現金	320
		借入金	1,280

第2法においては、貸手、借手および金融機関の3当事者が存在し、その取引を構成する各契約の効力は、実質的に連動して生ずるように取り扱われている。

見積残存価値	200	航空機	1,600
リース債権	972.63	繰延利益	852.63
借入金	1,280		

第2法において、金融機関からの金銭債務であるノンリコース・デットに負債性が認められないので、借入金を相殺消去する。繰延利益の金額は表3の $\pi_2(n)/10$ の合計の欄の値から得られる。リース債権の金額は、表3における R_L のリースの総額 27,056.28 百万円から、 E_{CR} の金融機関への元利均等払返済の総額 17,329.95 百万円を差し引いた 9,726.33 百万円を10分の1にした 972.63 百万円である。ノンリコース・デットを考慮する結果、リース債権の金額も後述の第10法における金額よりも小さくなる。見積残存価値の金額は $S_N/10$ である。

つぎにリース料受取時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金	225.469	リース債権	81.05275
		預り金	144.41625

貸手のノンリコース・デットは、借手の金融機関からの借入金と見なされるが、借手が返済するにあたり、貸手はリース料の一部としていったん借手の元利返済相当額を預かるので、預り金勘定で処理する。

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料	0.5	現金	0.5
-------	-----	----	-----

預り金の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

預り金	144.41625	現金	144.41625
-----	-----------	----	-----------

リース利益の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

繰延利益	78.78512	リース利益	78.78512
------	----------	-------	----------

リース利益 4.17703 百万円は、表3の $\pi_2(n)/10$ の第1年度の欄の値から得られる。

表3.第2法に関する投資の回収とリース利益配分額(単位:百万円)

年度	自己資金	リース料	均等払年額	残存価値	キャッシュフロー	純投資額	投資回収額		リース利益配分額	
	αC_0	R_L	E_{CR}	S_N	$M_2(n)$	$I_{2N}(n)$	$I_{2P}(n)$	$I_{2P}(n)/10$	$\pi_2(n)$	$\pi_2(n)/10$
0	-3,200				-3,200					
1		2,254	1,444.1		810.5248	3,200	22.67359	2.267359	787.851	78.78512
2		2,254	1,444.1		810.5248	3,177.32	28.25591	2.825591	782.268	78.22688
3		2,254	1,444.1		810.5248	3,1449.0	35.21262	3.521262	775.312	77.53121
4		2,254	1,444.1		810.5248	3,113.85	43.88209	4.388209	766.642	76.66427
5		2,254	1,444.1		810.5248	3,069.97	54.68601	5.468601	755.838	75.58387
6		2,254	1,444.1		810.5248	3,015.29	68.14989	6.814989	742.374	74.23749
7		2,254	1,444.1		810.5248	2,947.14	84.92864	8.492864	725.596	72.55961
8		2,254	1,444.1		810.5248	2,862.21	105.8384	10.58384	704.686	70.46864
9		2,254	1,444.1		810.5248	2,756.37	131.8961	13.18961	678.628	67.86286
10		2,254	1,444.1		810.5248	2,624.47	164.3694	16.43694	646.155	64.61553
11		2,254	1,444.1		810.5248	2,460.10	204.8378	20.48378	605.687	60.5687
12		2,254	1,444.1	2000	2,810.5248	2,255.27	2,255.27	225.527	555.255	55.52552
合計		27056	17,329		2,7056.28		3,200	320	8,526.29	852.6297

4.2. ノンリコース・デットを負債として認識する場合の三当事者間金融リース法 (第10法)

この場合の測定方法は、ノンリコース・デットを負債として認識する。つまり、金融機関か

らの金銭債務を貸手の負債として認識する場合の「三当事者間金融リース法」である。

第 10 法における、リース取引開始時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

航空機	1,600	現金	320
		借入金	1,280

第 10 法においては、貸手、借手および金融機関の 3 当事者が存在し、その取引を構成する各契約の効力は、実質的に連動して生ずるように取り扱われている。

見積残存価値	200	航空機	1,600
リース債権	2,705.62	繰延利益	1,305.62

第 10 法においては、ノンリコース・デットに負債性が認められるので、借入金を計上し、相殺消去することをしない。繰延利益の金額は表 2 の $\pi_7(n)/10$ の合計の欄の値から得られる。リース債権の金額は、表 2 における R_L のリース料の総額 27,056.28 百万円を 10 分の 1 にした 2,705.62 百万円である。

つぎにリース料受取時の各任意組合員の処理は、つぎのようになる。

現金	225.469	リース債権	225.469
----	---------	-------	---------

同様に付随費用の支払の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

支払手数料	0.5	現金預金	0.5
-------	-----	------	-----

リース利益の処理は、各任意組合員について、つぎのようになる。

繰延利益	160	リース利益	160
------	-----	-------	-----

リース利益 160 百万円は、表 2 の $\pi_2(n)/10$ の第 1 年度の欄の値から得られる。

5. おわりに

以上、本論文では、レバレッジド・リース取引測定について、その取引を測定するために提示されている 9 方法を対象として、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合も含めて、その取引の有する本質的属性を明らかにし、その取引の経済的実質を忠実に写像する測定方法を提案し、それらの一般式を提示し数値モデルを適用して、それらの会計理論上の妥当性について検討してきた。

レバレッジド・リース取引の測定のために提示されている 9 方法の検討を行う場合、つぎの 6 つの項目に関して考察する必要がある。

- ① ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引の経済的実質をとらえるには、貸手のノンリコース・デットの負債性の認識が問題となる。FASB が示している第 2 法、第 3 法および第 4 法では、貸手の金融機関に対する金銭債務がノンリコース・デットで「償還請求権の行使を受けない債務」であり、負債としての要件を満たさないことを前提にしている。しかし、現実には、その特性は多様であり、その負債性を否定することができない場合も少なくない。第 2 法、第 3 法および第 4 法は、ノンリコース・デットの負債性について検討していないという点で、妥当であるとはいえない。その他の方法は、貸手の借入金をレバレッジド・リース取引とは独立の資金調達取引から生じたと見ており、貸手のノンリコース・デットの負債性について言及していないという点で、妥当であるとはいえない。
- ② 貸手と金融機関との金銭消費貸借契約、貸手とメーカー等との売買契約、貸手と借手との賃貸借契約、ならびにリース会社と他の当事者との諸契約は、契約条項上、あるいは実質的

に連動して同時に効力が生ずるようになっていくという取引の実態を測定方法は写像する必要がある。第2法、第3法および第4法では、この点を考慮しているが、その他の方法は、貸手と金融機関との金銭消費貸借契約をレバレッジド・リース取引とは独立の資金調達取引とみている点で、妥当であるとはいえない。

- ③ 現在、税務上、ファイナンス・リース取引としての会計処理を行った場合には全く税金の繰延効果はなく、またオペレーティング・リース取引としての会計処理が認められた場合においては、本来、支払利息と減価償却費は適法に損金性が認められているのであって、レバレッジド・リース取引に特に税金の繰延効果があるとはいえない。

第3法と第4法のみが、税金の繰延効果を考慮しており、この点でこれらの方法は妥当であるとはいえない。

- ④ 超過回収資金の運用により得られると予想される利益は、未実現利益であるから、これをリース利益に含めるような測定方法を採用すべきではない。第4法のみが、超過回収資金の運用により得られると予想される利益をリース利益に含めている。この点で第4法は妥当であるとはいえない。
- ⑤ ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引については、リース料の性質を融資の元本と利息の返済とみるのが妥当であり、その点で、第1法、第2法、第3法、第4法および第7法は妥当であるといえる。第5法、第6法および第8法では、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引についても、売買取引であるとみなしている点で妥当であるとはいえない。
- ⑥ リース財産の処分権の帰属をどう捉えるかについて、第1法、第2法、第3法および第4法では、見積残存価値をリース債権から分離把握し、会計処理上に処分権が貸手に帰属していることを反映しているが、他の方法では、この点を考慮していない。

以上の項目について検討すると、ファイナンス・リース取引に属するレバレッジド・リース取引について、ノンリコース・デットに負債性が認められない場合には、会計理論上、「三当事者間金融リース法（第2法）」が妥当な方法であるといえる。しかし、ノンリコース・デットに負債性が認められる場合には、前述の9方法の中に妥当な方法はなく、提案する第10法が妥当な方法であるといえる。

日本におけるリース会計基準によるこのような方法は、特にレバレッジド・リース取引に関する基準を設けず、レバレッジド・リース取引をファイナンス・リース取引とみなしながら、通常、売買取引として扱うことに妥当性を欠いている。

謝辞

本論文の全般にわたって、絶え間なく懇親にご指導をいただきました東京理科大学経営学部片岡洋一教授に謹んで感謝の意を示します。また、同大学の横山和夫教授、原田昇教授、目白大学経営学部相京博士教授、および東京理科大学理工学部田中雅康教授には非常に有意義なご指導をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。さらに、東京理科大学経営学部の吉岡正道助教授、井岡大度講師、山下裕企講師、および目白大学経営学部の今林正明助教授にも、様々なご指導をいただき、厚くお礼申し上げます。最後に、門田安弘先生（編集委員長）、および匿名のレフェリー委員の先生から、種々の貴重なご助言を頂きました。その結果、論文の質を数段高めることができたと確信しております。ここに記して深く感謝の意を表します。

なお、本研究は福島県奨励研究費の補助を受けました。ここに記して謝意を表します。

注

(1) FASB.1974.*Discussion Memorandum-An Analysis of Issues related to Accounting for Leases*, July 2.

para.372.および FASB.1976.*Statement of Financial Accounting Standards No.13:Accounting for Leases*. paras.108-114.を参照. また嶺(1985)においても, これら4方法が検討され, FAS No.13 と同一の見解が示されている.

(2) 嶺(1985)115 ページを参照. Coopers & Lybrand;Ernst & Ernst;Peat,Marwick,Mitchell;Price Waterhouse;Touche Ross は第2法を支持した.

(3) Carrie Bloomer.1996.*The IASC-U.S. Comparison Project*.FASB.p.248, FASB,FAS No.13.para.42.c., および嶺(1985)104 ページにおいて, ノンリコース・デットに負債性はないとしている.

(4) FASB,FAS No.13.para.111., 嶺(1985)103 ページ, 嶺(1989)31 ページ, 太田昭和(編)(1998)228 ページ, および, 茅根(1998)210 ページにおいて, 税金の繰延効果に関する記述がある.

(5) 特に FAS No.13 が示している第1法, 第3法, 第4法のリース利益配分額の一般式を以下に示す.

第1法における第 n 年度のリース利益配分額 $\pi_1(n)$ は, 第 n 年度の純投資額 $I_{1N}(n)$ に投資利益率 r_1 を掛けたものであるから, 次のように計算される.

$$\pi_1(n)=r_1 I_{1N}(n) \quad (13)$$

第3法における第 n 年度の純投資額 $I_{3N}(n)$ は, 次のように表される.

$$I_{3N}(n)=\alpha C_0(1+r_3)^{n-1}-\sum_{t=2}^n M_3(t-1)(1+r_3)^{n-t} \quad (14)$$

リース期間前半の正の純投資の期間について, 第3法における第 n 年度のリース利益配分額 $\pi_3(n)$ は, 次のように計算される.

$$\pi_3(n)=r_3 I_{3N}(n) \quad (15)$$

ここで第3法における $\pi_3(n)$ は, 税引後のリース利益を表す. $\pi_3(n)$ を求めるのに税金の繰延効果のキャッシュフロー $T_D(n)$ を用いているが, $T_D(n)$ は実行税率 τ を掛けて求めているので, 実行税率 τ で割ることによって, 第 n 年度の税引前のリース利益 $\pi_3(n)/\tau$ は, 次のように計算される.

$$\pi_3(n)/\tau=r_3 I_{3N}(n)/\tau \quad (16)$$

再投資案の予想利益率を r_A と仮定して, 超過回収資金 I_E を再投資することによって得られる利益の金額を π_A とすると, π_A は次の式で表される.

$$\pi_A=r_A I_E \quad (17)$$

π_A をリース利益の一部と考え2次的にリース利益として配分する. リース利益の総額は第3法の利益総額に π_A を加算したものである.

第3法において, (14)式で求めた正の純投資額にリース利益を2次的に配分する時の投資利益率 r_4 をかけることによって, 正の純投資の期間における, 任意の第 n 年度の超過回収資金の運用により得られると予想される利益の一般式は, 次のように表される.

$$\pi_A(n)=r_4 I_{3N}(n) \quad (18)$$

したがって, 第4法のリース利益配分額 $\pi_4(n)$ については, 次の(19)式で表される.

$$\pi_4(n)=\pi_3(n)/\tau+\pi_A(n)=r_3 I_{3N}(n)/\tau+r_4 I_{3N}(n) \quad (19)$$

(6) わが国において, リース契約の諸条件に照らしてリース財産の所有権が借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については, 通常の賃貸借取引に係る方

法に準じて会計処理を行うことができる。

- (7) レバレッジド・リース取引における諸契約が不可欠一体ものである、あるいは連動しているということは、契約上の話であり、これらを一連の仕訳上に明らかにすることは難しい。本論文においては、その方法が、すべての取引を不可欠一体のものとして扱っている場合には、資金の借入れとリース財産の購入の仕訳を同時に行い、すべての取引を不可欠一体のものとして扱っていない場合には、それらの仕訳を別々に行うことで区別した。

参考文献

- 秋山正明.1992.『リース会計の実務』中央経済社.
- 新井清光,加古宜士.1994.『リース取引会計基準詳解』中央経済社.
- Barry J.Epstein and Abbas Ail Mirza.1998.*IAS 98*.John Wiley & Sons.
- Carrie Bloomer.1996.*The IASC-U.S. Comparison Project*.FASB.
- FASB.1974.*Discussion Memorandum-An Analysis of Issues related to Accounting for Leases*,July 2.
- FASB.1976.*Statement of Financial Accounting Standards No.13:Accounting for Leases*.
- FASB.1980.*Technical Bulletin No.79-16 (Revised) Effect of a change in income Tax Rate on the Accounting for Leveraged Leases*,February 29.
- International Accounting Standards Committee.1997.*Leases,International Accounting Standard No.17*.
- 企業会計審議会第一部会.1993.「リース取引に係る会計基準に関する意見書」.
- 嶺輝子.1986.『アメリカリース会計論』多賀出版.
- 嶺輝子.1989.「米国におけるリース取引の生成とリース会計の論理」企業会計 12月号:29-34.
- 嶺輝子.1985.「レバレッジド・リース会計の問題点」会計 127-1:102-115 .
- 日本公認会計士協会会計制度委員会.1994.「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」.
- 太田昭和監査法人編.1998.『リースの会計処理と税務〈第2版〉』中央経済社.
- 茅根聡.1998.『リース会計』新世社.
- 戸張喜一郎.1988.「レバレッジド・リースの課税上の規制と会計—新リース通達制定によせて—」企業会計 7月号:113-119.
- 山田恵一.1999.「レバレッジド・リース取引の測定方法について—FAS No.13の4方法について—」管理会計学 7-1・2:23-47.